

守れ9条!

こんにちは！日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2007年2月 9日

〒319-1112

東海村村松 2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・fax 029-284-0761

デマンドタクシー「あいのりくん」の視察に来村

2月6日(火)に笠間市、桜川市、小美玉市の日本共産党の女性議員さんが、「あいのりくん」の運行概要など視察にみえました。私も“あらためて現状など勉強しよう。”と思い、同行させていただきました。役場企画課から事業概要の説明を受けたあと、合同庁舎の情報センターをたずねました。利用人数がどんどん増えていること(多いときで1日170人余)や、オペレーターさん、あいのりくんのドライバーさんが生き生きと働いていたのが印象的でした。



昨年4月に本格運行が開始されたデマンドタクシーは、試運転当初、利用者側、運営側ともになれないこともあり苦情・要望などいくつか出されたということです。しかし、昨年6月に行われた運行委員会で協議され、8月より、情報センターの受け付け端末1台及び電話回線1回線増設、オペレーター平日午前中1人増、タクシー平日午前中1台増車するという対応が図られたそうです。

タクシーの運転手さんからも話しを伺いましたが、「利用者さんとのコミュニケーションを大切に、喜んで頂けるようがんばっている」とのことです。「大変なことは何でしょうか」の質問に、「やはり距離数が多いこと。多いときで200キロ近く走る」そうです。でも評判は「運転手さんはとっても丁寧・親切」!

(常東タクシーの代表取締役さんと)



議会総務委員会で「法テラス茨城」へ学習に



法テラス茨城 業務時間： 平日 9 時～ 17 時

無料法律相談

収入が一定基準以下の方が対象。 相談時間は 30 分
程度 相談は同一案件につきお一人 3 回まで

【事業概要】

愛称を「法テラス」とする日本司法支援センターは、あまねく全国において、民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」にもとづいて設立されたものです。

私は、長い間、社会福祉関係の仕事に携わって参りましたが、その中で、「権利が侵害された人達にとって司法がもっと身近であったら」ということを痛感させられてきました。そして開かれた司法の仕組みをつくることこそが人々の権利を守ることができるかと確信するに至りました。

「法テラス」は、法律の定めるところにより、五つの本来的業務を担うこととなりますが、たえず国民の目線で仕事に従事していく責務があると自覚しています。「法テラス」は、「法で社会を照らす」「日常当たりのよいテラスのように安心できる場所」という思いを込めて名付けられたものですが、私はこのことを腫のように大切に守り育てていきたいとの決意のもとに理事長をお引き受けいたしました。微力な一市民ですが、全力を尽くしてこの仕事に取り組んで参ります。

しかし、夢とロマンを持った歴史的な「法テラス」事業を実りあるものにしていくためには、多くの皆様のご協力が不可欠であることはいうまでもありません。心からのご支援をお願い申し上げます。

2007年1月 理事長 金平輝子

法テラスの主な業務

1. 情報提供

法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士、司法等の各種士業団体の相談窓口の情報を、無料で提供します。

法テラス コールセンター 0570 - 078374 (おなやみなし)

2. 民事法律扶助

資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行う制度です。援助にあたっては資力などの審査があります。

3. 司法過疎対策

4. 犯罪被害者支援

5. 国選弁護関連業務

*法テラスは、東海村などで行っている無料相談事業に代わるものではなく、ネットワークづくり・補完的業務を行うものです。相談件数は、当初見込み全国で約 100 万件でしたが、現在その約 4 割程度となっており、今後周知徹底を図ることが課題となっています。